資料－3

〔検証委員会第5回会議改訂版〕

近年の本県造林公社を取り巻く経過概要

国および全国の林業公社 ／ 農林漁業金融公庫 ／ 下流社員

14年度

木材価格の下落に伴い、平7計画と比べ大きく乖離することが見込まれる。
（H16年度の収入不足とH7計画どおりの償還が困難）

15年度

森林県連合

公庫と個別協議

下流社員と個別協議

【大阪市包括外部監査（意見）（15年度）】
今後の新たな経営計画の見直しに当たっては、他の社員と連携しながら実行可能性のある貸付け金の償還方策が盛り込まれるよう、同公社に対し強く要望する必要がある。

【下流】○ 経営改善計画を策定し、これまでの借入金返済を示さない限り、新たな貸付はできない。
○ 債権者平等が原則
○ 改善計画の策定に当たっては、みんなで議論したい。

16年度

16年8月

資金繰りが困難となったため、利息の償還をストップ。償還猶予と利息の減免を要望

伐採収入が得られるまでの償還猶予と利息の減免を要望

経営改善計画を策定することから、17年度分の償還猶予を得る。

17年1月

H17.3.23 包括外部監査結果 公表

【監査結果】
現状通り存続させる解決はありえない。負担や金利減免を話し合い抜本的方針を決定すべき。両公社の解体的出直しを図るべき
【意見】
解散・清算（または同様の効果のある方法）を結論に見直し・整理の具体的内容を決めるべき。特定調停で債務確定先決。存続としても借入金調整と並行し組織等の抜本的見直し必要

H17.1.20 滋賀県造林公社臨時理事会
※経営改善検討会議を設置

17年3月

経営改善検討会議

<メンバー>
・下流8団体
・滋賀県
・公社事務局

16年度 7回

17年度 8回

18年度 7回

19年度 6回

17年度

17年10月

【林野庁】
H17.4
「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」設置

H17.10 中間報告

金融問題検討会

H17.11 金融問題検討会設立（20府県+公庫）
H17.12 知事と公庫総裁による共同アピール

H18.3 知事と公庫総裁による政策提言を実施
（提言内容）
・伐採時期に合わせた償還ができる資金制度の創設
・償還期間を延長した場合の金利負担の軽減
・任意の繰上償還が随時できる仕組みを講じる

公庫と個別協議

H18.3.22 包括外部監査結果に基づき講じた措置 公表

○ 森林を計画的・適切に管理する公社の役割は極めて高い公共性・公益性。県として公社経営に責任を負うべき
○ 抜本的方針は経営改善検討会議で鋭意検討中。公庫債務は金融問題検討で検討中。これを反映させつつ抜本改革を図る。

18年3月

18年度

18年7月

【総務省・林野庁】
H18年度予算措置
補助制度、地財措置制度の創設、金融措置の拡充

H18.8 政策提言を実施

H19国の概算要求に盛り込まれず

公社がH18年度分の償還猶予を申請

嘉田知事就任

【マニフェスト】公庫の債務を半分に圧縮

公庫から知事のマニフェストに対して申入れ

【公庫】県と損失補償契約を締結しているため、公社が債務不履行の場合は、県に損失補償部分を請求する。県の補償義務は免れない。

18年10月

【林野庁】
○ 直接公社の債務の解消を手当するのは難しい。
○ 18年度予算での拡充した補助制度等を活用すれば、ほとんどの公社は解決できる。活用が不十分である。
○ まずはシミュレーションを行い、追加措置が必要か情報交換をしたい。

【各府県】
○ 18年度予算は、実行面に課題があり、活用は限定的。
○ 今後30年間は借入金の増加が見込まれ、各県の財政状況からすれば厳しい。新たな制度資金が必要

【公庫】○ 18年度分の猶予について、損失補償をしている県の意向確認が必要。
（・実現可能な経営改善計画の策定。・計画策定に当たっては、公庫と定期的な協議の場を設定すること）
○ 19年度予算において債権の正常化できるよう措置を講じること。

【本県】 造林公社問題はこれ以上先送りすることが出来ない最重要課題であることから、不退転の決意をもって19年度中に抜本改革の方向性を示す。

19年3月

H19.3.14 H18年度分の償還猶予を承認

【公庫】○ 19年度の早い時期に抜本改革の方向性を示して頂きたい。
○ 19年度中に償還のための補正予算を組んで頂きたい。

【本県】 経営改善検討会議での協議調整が整わず、償還スキームが描けていない。金融問題検討会において、新たな資金創設を要望しているところ。公庫債務だけを切り離して決着はできない。などの理由により、19年度当初予算に計上せず。

19年度

19年4月

H19.4
20年度国の概算要求へ向けての提言活動を実施

19年度償還分について、猶予を求め協議を続けてきたが得られず。
H19.4.30 償還期日到来 （翌日から延滞状態）

【公庫】○ 抜本改革へ向けての進展がなければ、公社に対して一括繰上償還請求を行い、その10ヵ月後に県への損失補償を求めることになる。
○ 金利の減免や債務の圧縮は出来ない。
○ 経営改善が抜本改革といえるものでなければならないし、今の延滞状態を解消する必要がある。

【本県】○ 秋口までには抜本改革の方向性をとりまとめたいので、理解と協力をお願いしたい。
○ 抜本的な改革でなければ、延滞状態を解消するための補正予算は困難。

H19.8
20年度国の概算要求に償還期間を延長することができる資金等の要望が盛り込まれる。

19年11月

H19.10.31 速やかに延滞解消が図られない場合は、一括繰上償還請求を行う旨の通知

H19.11.8 一括繰上償還請求

事務局案とりまとめ

H19.11.8
滋賀県造林公社臨時理事会
※特定調停申立を承認

H20.2.末 一部損失確定
H20.3.6 支払督促
H20.3.18 損失補償履行
H20.5.12 一部損失確定
損失補償履行

特定調停

H19.11.12 滋賀県造林公社申立
H19.11.15 びわ湖造林公社申立

H19.12.25 第1回期日
H20. 2. 6 第2回期日
H20. 3. 6 第3回期日
H20. 4.21 第4回期日
H20. 6.18 第5回期日
H20. 9.16 第6回期日
H20.10.30 第7回期日

20年度

【林野庁】
H20年度予算措置
補助制度の創設、金融措置の創設・拡充

H20.7 活動休止

20年6月

【総務省】
重畳的債務引受は、財政的援助法第3条で禁止されている債務保証に当たり違法の疑いがあるとの指摘。

【6月議会】
重畳的債務引受に伴う関係議案上程
議案の取り下げ

○公庫と協議
○総務省への法的確認

20年9月

【9月臨時県議会】
免責的債務引受
損失補償の一括履行回避

20年11月

林業公社の経営対策等に関する検討会
（国と地方の政策協議の場）

【公社・県】
○ 今後の公社経営は、琵琶湖森林づくり条例を反映したものでなければならない。
○ 補助制度は、公社への手厚い補助は不可。土地所有者にも一定の見直しが必要。
○ 伐採収入が唯一の償還財源であり、伐採収入額が債務額に満たない場合は、債務の圧縮が必要。
○ 水源かん養の恩恵を受けている社員と金融機関としての公庫とは受益が違い、実質的な衡平に配慮が必要。
○ 特定調停は包括外部監査でも提案されており、透明性、公平性が確保することができない場合の選択肢と認識。
○ 今後の森林整備については、滋賀県が責任を持って行う。ただし、今後の償還スキームあるいは債務処理とセット。